

製紙メーカーに対する再調査の概要について

1. 調査結果の概要について

製紙連合会が取りまとめた回答及び環境省へ報告から、表示上の古紙パルプ配合率との乖離状況は以下の通りとなっている。

環境省へ回答のあった企業報告の概要(印刷用紙・コピー用紙)(連合会経由回答含む)

No.	社名	回答日時	グリーン購入法 ¹⁾				グリーン購入法以外 ²⁾				備考	
			コピー用紙(100%)		印刷用紙(70%)		コピー用紙		印刷用紙			
1	日本製紙	H20.1.15	×	59%	○	70%	×	70・100% →11%	×	60%→20%	特抄品	
2	王子製紙	H20.1.16	○	100%	○	70%	○		×	50%→5% 50%→10%	塗工紙 中質紙	
			○	100%	—	—	○		—	—	—	
			×	45～100%	—	—	×	70% →45～100%	—	—	—	
3	北越製紙	H20.1.16	—	—	×	19%	×	30%→11%	×	60%→15%	その他用紙	
4	三菱製紙	H20.1.16	×	50%	×	8% (特抄品)	○		×	70%→11%	上質紙	
5	大王製紙	H20.1.16	×	41%	×	40%	×	100%→7%	×	ユーザー設定値との乖離製品		
6	特種東海 ホールディングス	H20.1.21	○	100%	×	14%	○		×	15～100% →14%		
7	紀州製紙	H20.1.22	×	38%	×	37%	×	70%→22%	×	50～100% →25%		
8	王子特殊紙	H20.1.22	—	—	×	10%	—	—	○			
9	三島製紙	H20.1.22	—	—	—	—	○		×	30～70% →1～5%	上級紙	H19年4月～12月
10	中越パルプ工業	H20.1.25	×	30%	×	40～70%	×	70・100% →1～30%	×	30～100% →5～15%	上級紙	
11	日本大昭和板紙	H20.1.25	—	—	×	10%	—	—	×	20～70% →1～10%	微塗工紙他	
12	三善製紙	H20.1.25	—	—	—	—	×	70% →15～20%	×	100%→50～55% 40%→20～25%	カーボン紙	
13	丸住製紙	H20.1.25	×	70%	○	70%	○		×	100%→40～55% 100%→40%	中質紙 包装紙	
14	日清紡 (非会員)	H20.1.23 HP公表	—	—	×	10% (21%)	—	—	×	10%～70% →5～40% (17%)	雑種紙	HP公表データ による ()は平均
15	新巴川製紙	H20.1.25	2003年2月～2006年9月(リサイクルリバー; マット、ハイグロス、手帳)									
16	大興製紙	H20.1.25	色板紙にて2例判明(現在調査中)									
17	リンテック	H20.1.23	—	—	—	—	情報用紙(インクジェット用紙 公称50・40%→実績3%など) (カード用紙 公称30%→実質2%)					

備考) 調査期間は、H19.10～12月である。

- 1) 上質紙、中質紙、下級紙、塗工紙の区分はあるが、公称値との乖離が最大のものを明記した
- 2) 特抄紙等の配合率100%以外のコピー用紙、及び70%以外の印刷用紙における公称値との乖離

2. 再調査の依頼について

1月25日に製紙連合会が取りまとめた古紙パルプ配合率の乖離に関する実態調査の回答については、第4回特定調達品目検討会（1月29日）においても議論されたが、内容としては不十分であり、追加調査の必要性がある等の意見があった。

経済産業省においても同様の認識として捉えており、翌30日付けにて、表示の乖離のあった製紙メーカー18*社に対して追加実態調査を行っている（別紙1）。

環境省としても、前回検討会で議論された内容を踏まえ、現在、今回表示の乖離を認めている以下の17*社に対して、2月4日付けで調査を依頼しており、提出期限は2月20日としている（別紙2）。

<送付先製紙メーカー一覧>

	企業名		企業名		企業名
1	日本製紙株式会社	8	東海特種ホールディングス株式会社	15	新巴川製紙株式会社
2	王子製紙株式会社	9	中越パルプ工業株式会社	16	大興製紙株式会社
3	北越製紙株式会社	10	王子特殊紙株式会社	17	日清紡績株式会社
4	三菱製紙株式会社	11	丸住製紙株式会社	(順不同)	
5	大王製紙株式会社	12	三島製紙株式会社		
6	紀州製紙株式会社	13	大昭和板紙株式会社		
7	リンテック株式会社	14	三善製紙株式会社		

※) 東海パルプ(株)及び特種製紙(株)は東海特種ホールディングス(株)1社として調査依頼。

平成20年1月30日

経済産業省製造産業局
紙業生活文化用品課長 加藤 庸之

古紙を配合した紙製品全体に係る古紙配合率の追加実態調査の実施について

1月15日付けの「古紙を配合した紙製品全体に係る古紙配合率の実態調査の実施等について」に対する回答を、日本製紙連合会経由で1月25日にご報告いただいたところですが、更に詳細に実態を把握する必要があると考えています。

つきましては、下記の項目について、調査を行い、ご回答下さい。

調査結果については、項目1～2は2月6日までを目処にご回答下さい。項目3～10は2月20日までを目処にとりまとめていただき、まとまり次第、可能な限り早急にご回答下さい。2月20日の時点で調査が終了していない項目については、その時点での中間報告としてご回答下さい。

記

<当面の対応に関する項目>

1. 各社では、詳細な原因の究明等について、社内で調査委員会を設立するなどにより調査を進めるとしているが、その調査の体制、社外からの参加の有無、調査項目、終了時期。
2. 古紙配合率の表示と実態に乖離のある紙製品の、表示の訂正、削除について、現時点で講じている措置。

<過去の事実関係に関する項目>

3. 古紙配合率の基準を満たさない製品の供給を開始した時期。
4. 古紙配合率の基準を満たさない製品の供給について、貴社において、いつからどの範囲の役職員まで把握していたのかに関する事実関係。
5. 古紙配合率の基準を満たさない製品を供給していたことを、経営トップ（会長、社長等代表権のある者）が知った時期。
6. 古紙配合率の基準を満たさない製品を製造していた工場名と生産ライン名。
7. これまでの社内での古紙配合率等の品質の確認の制度（監査等）、体制（最高責任者等）、方法（流量計メーターのデータチェック等）。
8. これまでの納入先への品質保証に関する対応。

<今後の対応に関する項目>

9. 今後の、社内での古紙配合率の確認の体制、方法の変更の有無。
10. 今後の、納入先への品質保証に関する対応の変更の有無。

事務連絡
平成 20 年 2 月 4 日

〇〇製紙株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇殿

環境省総合環境政策局環境経済課
環境経済課長 笠井 俊彦

紙製品の古紙配合率の乖離に対する調査依頼について

一月初旬に年賀ハガキに係る古紙パルプ配合率の乖離問題が報道され、その後、報道内容に応じ逐次状況報告を製紙メーカー5社及び日本製紙連合会にお願いし、それに対する緊急の報告を頂きました。

これを踏まえ、環境省において特定調達品目検討会を開催して議論を頂きましたが、今後の適切な対応を検討していく上で全容の解明が不可欠なことから、今般改めて以下の項目について調査を実施することに致しましたので、2月20日までにご回答下さい。

特にこれまで頂いた調査結果は、全般的に言えば、時期や報告の範囲が極めて限定されており、報告された数量も今日の再生紙の生産量に遠く及ばないものであります。

全体の把握のためには、これまでの方法で調査を拡張していくのでは、必ずしも確実、効果的ではなく、むしろ、通常の操業を考えれば、工場に保管された配合表や製造記録等から、悉皆的な乖離の状況を得ることが十分可能と考えますので、格段のご努力をお願い致します。

記

1. 古紙パルプ配合率に関して表示と実態との乖離がある紙製品全てについて、品質管理上記録が保管されている配合表や工場の製造記録等から確認した調査結果
(但し、従来実施頂いている調査方法による方が便宜である場合には、調査結果と当該調査方法を採用した理由)
2. 古紙パルプ配合率に関して表示と実態との乖離がある紙製品全ての販売時のブランド名と出荷時期
3. 貴社が報告した原因の明確な根拠
(表示の乖離の原因が意図的であるか否かの確認、意図的である場合には)

その理由及び決定者も明らかにして下さい)

4. 納入先に対するこれまでの品質保証に関する方法
5. 納入先に対する乖離状況の報告状況、及び、乖離問題の報道後のこれまでの緊急の対応策と、今後表示の適正化までの当面の間の対応策
6. 表示の適正化のための具体的スケジュール、及び、そのための管理方法の改善内容と検証方法
7. 表示が適正化され、製造が再開された後の古紙パルプ配合製品のラインナップ及び最大月間生産量

以上